

公共土木設計業務等委託契約約款 新旧対照表

改 正 案 (R7.4.1～)	現 行
<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者および受注者は、契約書 <u>(設計業務等委託契約書または設計業務等委託契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電磁的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u> <u>以下同じ。)</u> およびこの約款(以下「契約書等」という。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、契約(契約書に記載または記録された業務(以下「業務」という。)の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(指示等および協議の書面主義)</p> <p>第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答および解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。<u>ただし、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)(書面の交付に準ずるものに限る。)を用いて行うことができる。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法であって発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p>第5条～第33条 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 受注者は、第1項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 発注者および受注者は、契約書(別紙の設計業務等委託契約書をいう。以下同じ。)およびこの約款(以下「契約書等」という。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、契約(契約書記載の業務(以下「業務」という。)の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。</p> <p>2～11 (略)</p> <p>(指示等および協議の書面主義)</p> <p>第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答および解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5条～第33条 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>(保証契約の変更)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 受注者は、第1項または第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>第36条～第53条 (略)</p>	<p>(保証契約の変更)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第36条～第53条 (略)</p>
--	--